

令和 8 年度
横浜市立小山台中学校

P T A 総会

日時 令和 8 年 4 月 28 日 (火) 午後 2 時 40 分より

会場 横浜市立小山台中学校 体育館

総会次第

- 1 開会の言葉
- 2 P T A代表挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 新役員の紹介
- 5 議長選出
- 6 定足数の確認

- 7 議事 (1) 令和7年度活動報告
(2) 令和7年度決算報告
(3) 令和8年度活動計画 (案)
(4) 令和8年度予算 (案)

- 8 議長解任
- 9 前年度役員・委員代表挨拶
- 10 その他
- 11 閉会の言葉

役員会

- ◆役員会主催のもの
 - ・実行委員会の運営
 - ・PTA 総会の開催
 - ・高校見学会の企画、実施
- ◆学校行事の手伝い
 - ・入学式、卒業式に参列、受付のお手伝い
- ◆PTA だより「PTA とびっくす」の発行
- ◆広報紙「小山の丘」の作成と発行
- ◆学年委員、校外委員、推薦委員の選出
- ◆渉外活動
 - ・区内小中学校との連携、情報交換、区P連会長会に出席
 - ・区P連、市P連その他各種団体主催の講演会に出席
 - ・地区懇談会に参加

学年委員会

- ・実行委員会への出席
- ・花壇整備
- ・文化祭展示コーナーの設営
- ・標準服のリユース
- ・学校保健委員会、各種講演会への参加
- ・卒業式のお手伝い

校外委員会

- ・実行委員会への出席
- ・合唱コンクールのお手伝い
- ・体育祭、文化祭の見守り
- ・地区懇談会への協力
- ・愛のパトロールへの参加
- ・各種講演会への参加

推薦委員会

- ・令和8年度PTA役員及び会計監査の選出

令和7年度 小山台中学校PTA会計 決算報告書

横浜市立小山台中学校PTA

1 収入の内訳 単位:円

項目	予算額	収入額	増減	摘要
PTA会費	1,184,400	1,148,400	-36,000	PTA会費@3,600×(293世帯+教職員26名)
繰越金	1,240,677	1,240,677	0	
助成金	20,000	20,000	0	安全教育振興会
雑収入	0	1,780	1,780	利息
合計	2,445,077	2,410,857	-34,220	

2 支出の内訳と予算の差 単位:円

項目	予算額	決算額	予算との差	摘要
I 運営費				
1 会議費	5,000	0	5,000	小中連絡会等
2 交通通信費	10,000	1,272	8,728	
3 事務消耗品費	100,000	39,820	60,180	事務用品・事務消耗品
4 備品費	150,000	0	150,000	印刷機修理
5 渉外費	50,000	7,000	43,000	区P連懇親会費
6 諸会議・分担金	48,000	32,325	15,675	区P連・市P連分担金
小計	363,000	80,417	282,583	
II 活動費				
1 実行委員会費	300,000	231,969	68,031	各委員会費(小山の丘・花壇整備等)・高校見学会
2 推薦委員会費	5,000	1,000	4,000	通信費
3 特別行事費	200,000	70,536	129,464	体育祭・文化祭・卒業式
4 慶弔費	100,000	77,000	23,000	離任式・卒業式花代・お香典・祝い金
小計	605,000	380,505	224,495	
III 教育活動協力費				
1 行事協力費	20,000	3,880	16,120	校内外行事・式典協力費等
2 研究分担費	200,000	137,940	62,060	各種研究会・市区校長、副校長会分担金・中体分担金等
3 生徒育成費	280,000	150,939	129,061	責任賠償保険等
4 環境美化費	0	0	0	
小計	500,000	292,759	207,241	
IV 積立金	50,000	50,000	0	周年行事積立金
V 予備費	927,077	0	927,077	
合計	2,445,077	803,681	1,641,396	

総計の部(差し引き)	収入	支出	残高	摘要
	2,410,857	803,681	1,607,176	残高は次年度に繰り越し

IV 積立金・・・周年行事に備えての準備金 1,468,919円

PTA代表 松林 美津子

会計 能登谷 亮

会計 小比類巻 文恵

会計 多田 彩加

2026年3月27日 会計監査の結果、上記のとおり
相違ないことを認めます。

会計監査 鈴木 和恵

会計監査 渡邊 真紀

令和8年度PTA活動計画（案）

<役員会>

- ・役員会、実行委員会の開催
- ・PTA活動全体の円滑な運営を推進する
- ・総会の開催
- ・文化祭、体育祭などの学校行事をサポートする
- ・学区内小学校との連携を図る
- ・PTA とびっくすの発行
- ・広報紙「小山の丘」の作成と発行
- ・高校見学会の企画、実施
- ・ボランティアの企画、検討

<学年委員会>

- ・実行委員会への出席
- ・花壇整備
- ・文化祭展示コーナーの設営
- ・標準服のリユース
- ・学校保健委員会、各種講演会への参加
- ・卒業式のお手伝い

<校外委員会>

- ・実行委員会への出席
- ・合唱コンクールのお手伝い
- ・体育祭、文化祭の見守り
- ・地区懇談会への協力
- ・愛のパトロールへの参加
- ・各種講演会への参加

<推薦委員会>

- ・次年度PTA役員（会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名）
会計監査2名の選出

<その他全般的な活動>

- ・学校行事への協力
- ・区P、市Pへの活動協力

令和8年度 小山台中学校PTA会計予算(案)

横浜市立小山台中学校PTA

1 収入の内訳

(単位:円)

項目	R7年度予算額	R7年度決算収入額	R8年度予算額	摘要
PTA会費	1,184,400	1,148,400	1,080,000	(世帯数275+職員数25)×@300×12カ月
繰越金	1,240,677	1,240,677	1,607,176	
助成金	20,000	20,000	20,000	安全教育振興会
雑収入	0	1,780	0	銀行預金利子等
合計	2,445,077	2,410,857	2,707,176	

2 支出の内訳

(単位:円)

項目	R7年度予算額	R7年度決算支出額	R8年度予算額	摘要
I 運営費				
1 会議費	5,000	0	5,000	会議用お茶
2 交通 通信費	10,000	1,272	10,000	交通費・切手代等
3 事務 消耗品費	100,000	39,820	137,000	事務用品・事務消耗品
4 備品費	150,000	0	50,000	コピー機・メンテナンス費
5 渉外費	50,000	7,000	50,000	周年行事参加費等
6 諸会議・分担金	48,000	32,325	48,000	区P連・市P連分担金
小計	363,000	80,417	300,000	
II 活動費				
1 実行委員会費	300,000	231,969	500,000	各委員会費(小山の丘・花壇整備等)
2 推薦委員会費	5,000	1,000	5,000	会議・通信費
3 特別行事費	200,000	70,536	250,000	体育祭・卒業式
4 慶弔費	100,000	77,000	150,000	離任式花束・お香典・祝い金
小計	605,000	380,505	905,000	
III 教育活動協力費				
1 行事協力費	20,000	3,880	20,000	校内外行事・式典協力費等
2 研究分担費	200,000	137,940	200,000	各種研究会・市区校長・副校長会分担金・中体分担金等
3 生徒育成費	280,000	150,939	280,000	昼食お茶代・責任賠償保険等
小計	500,000	292,759	500,000	
IV 積立金	50,000	50,000	50,000	周年行事積立金 ※1
V 予備費	927,077	0	952,176	
合計	2,445,077	803,681	2,707,176	

*備考

※1 積立金……………周年行事に備えての準備金 1,468,919円

ビジサポ学校賠償プランの概要

引受保険会社：日新火災海上保険株式会社

取扱代理店：株式会社スクールキーパー

1. 概要

「ビジサポ学校総合プラン」は学校の施設や業務に起因する賠償事故または学校の管理下中の生徒の行為に起因する賠償事故を補償します。

《基本補償》

学校の施設の使用・管理や教育業務の遂行に起因して、生徒・児童その他第三者にケガをさせたり第三者の物を壊したりした場合、学校（教職員を含みます）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保します。

さらに学校教育活動中または学校管理下中（※）の生徒・児童の個人行為によって、他の生徒・児童その他三者に損害をあたえた場合、これらの方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保します。

※学校管理下中とは、学校業務（教育活動、クラブ活動、学校行事、課外指導等の教育活動等）を学校または教職員が遂行している間、およびその業務の遂行や運営について指示・監督を行なうべき状態の下にあることをいいます。学校業務が行われている場所、および移動中、自宅との往復途上が対象となります。

また本来損害賠償責任が発生しない同一スポーツ中での事故についても身体・財物ともに最高1事故10万円までの被害者見舞費用が支払われます。

2. 対象となる事故の例

〈個人行為事故〉

- 休み時間に生徒が自分の水筒を取ろうとしたところ、他の生徒の水筒を誤って床に落としてしまい破損させたもの。
- 生徒が職業体験の際、実習先のパソコンのコードに足をひっかけてしまい破損させてしまった。

〈被害者見舞費用〉

- 体育の授業中に相手が蹴ったボールが顔面にあたり眼鏡を破損させた。



3. 補償金額（限度額）

基本補償（I施設業務特約）	被害者見舞費用
1事故てん補限度額 免責なし (対人対物共通)	身体の障害 1名につき 財物の損害等 1事故につき
1,000万円	10万円

4・掛金 PTA会費より充当

以上